

### 第3回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会 議事録

日 時 平成26年8月1日(金曜日) 午前9時30分開会 午前11時30分閉会

場 所 箕面市役所 委員会室

出席した委員

委員長 小西 砂千夫 氏 委 員 増田 昇 氏

委 員 橋森 正樹 氏 委 員 岡田 光弘 氏

委 員 奥村 裕子 氏 委 員 稲井 信也 氏

委員6名 出席

審議した案件 案件1 (仮称)箕面市開発事業等緑化負担税の導入について【諮問】

(事務局)

ただ今から、第3回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会を始めさせていただきます。それでは、委員長、進行をよろしくお願いいたします。

(委員長)

皆さま、お忙しいところお集まりいただきましてどうもありがとうございます。今日は、前回に増して重要なところではないかと思っておりますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

本日の会議は公開となっております。それでは、所定の報告をいただきまして議事に入りたいと思います。定足数等の報告事項をよろしく申し上げます。

(事務局)

定足数の確認についてご報告申し上げます。本日の出席委員につきましては、委員6名中6名全員出席でございます。よって、箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例第7条第2項の規定によりまして、本会議は成立いたすものでございます。以上でございます。

(委員長)

それでは、議事に入りたいと思います。案件は一つですが、ローマ数字の から まででございます。基本、一つずついった方がいいかと思っております。ただ進行等でもっとこういう風にといいご意見があれば随時是非出していただければと思います。最初は前回までの主な意見ですが、1回目、2回目を踏まえたところのご説明をいただくわけですが、特に前回はご欠席の委員もおられましたので、場合によればこれはどうかと異議を出していただいても構いませんので、そこは自由にご発言いただければと思います。それでは の説明をお願いします。

( . 前回までの主な意見 説明)

(委員長)

意見に対応して資料も修正していただいておりますので、何かご意見ございましたら。

なければ私から、11ページの「又は」の位置が悪いと思います。これだと二つの図の間

に挟まっているので、「又は」であるとわかるように、左に移動させた方がいいと思います。

それから、12ページの四角囲みのところで、文言を整理していただいたのはいいのですが、「税負担をお願いする」というのは、お願いだから嫌と言えるよねという風に思うので、心情的にはよくわかるのですが、「税負担を求めるもの」という表現が妥当かと思います。  
(事務局)

わかりました、修正させていただきます。

(委員長)

皆さんご異議なければ、さかのぼっていただいても構いませんので、次はの項目に進みます。まずはご説明をお願いします。

( . 課税を行う期間について 説明)

(委員長)

いかがでしょうか。あまり頻繁に見直すのは税制としていかがなものか、という話と、こういう税の場合は無限にということではなく、一定期間を置いて、その時期が来れば1回は少なくとも見直すこととして、続けるにしても続けるということを決めて次へいきましようということで、とってほしいというのが総務省の通知なんだろうが、その通知に関わらずそういう考え方を取るというご説明でした。

(委員)

一点気になるんですが、納税者の負担ということでここで例示として、税額10万円と出ていますが、これは後で議論する内容ですので、ここで書いてしまうのは不適切で、課税標準と税率が決まった後でないと、ここに入れてしまうのは勇み足ではないかと思います。

(委員長)

要は次のページで出てくる10万円を先に書いてしまうのはおかしいんじゃないかということですね。説明資料としては確かにそうですね。「後述のように」などと工夫をしていたらと思います。

では、ここはそれほど大きな問題ではないかと思います。次は課税標準と税率ですので、非常に丁寧に議論しなければならないところだと思います。では、説明をお願いします。

( . 課税標準と税率について 説明)

(委員長)

私の方から、整理した方がいいと思いますので、税率の話と、市内事業者と市外事業者の税率に差をつけるかという話は別の提案だと受け止めた方がいいと思います。で、上の方の税率については、A、B、C、D、E、Fとあるんですが、どうやら資料はBとEを黒く囲んでいるので、BとEかなと事務局としてはおっしゃっていると思うんです。ご説明からしても、AとCではAはこういうメリットがあるけど、こういうデメリットもあると、Cはその逆となっているので、税率についてはBとEでどうでしょうとっておられるということです。

それから、市内事業者と市外事業者については、いったん税制を決めた後で、差を設けるという考え方と、設けないという考え方と大きく分けて、設ける場合もやり方は二つありますよ、どれにしましょうか、と我々は諮問されているので、税率の決め方と市内事業者市外事業者との差をどうするかということについて、しばらく何からでも結構ですので、自由に言っていただいて、最終的にその二つについてきちっと整理して意見集約したいと思います。

(委員)

CとFで、修正申告の可能性があるということは、プラスマイナスが出てくるということですか。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

考え方とすると、AとDはなるだけわかりやすく、C、Fは面積で比例するので、納税者間の公平性を厳密に確保しようという二つの方向性があるって、BとEがその中間的な位置づけだということですよ。その前提として、住宅と店舗、事務所と分けることはこれはこれでいいのかという点、住宅と店舗、仮にBとEでいいんですが、どれくらいの差が出てくるのかC、Fだと単に税率でどちらが高いかがわかるんですけど、そのあたりは住宅と店舗で事業者の負担にどの程度差があるのかわかりますか。イメージできる事例があれば。

(委員長)

それは、戸建て住宅の200㎡未満というのと、店舗の延床1,000㎡未満が同じ金額になっているというのは、値頃感としてそれでいいのかとか、そういうことですか。店舗の200㎡というのは

(委員)

店舗の方が負担が少ないということですよ。

(委員長)

面積当たりでいうとそうですね。個人の住宅と店舗というスケール感の違いを反映させているので、店舗のスケール感でいうとこんな感じですかねというご提案ですね。

(事務局)

スケール感とは少し違うかもしれませんが、箕面市内で申請が出る割合ですが、戸建て住宅で200㎡未満と200㎡以上にどれくらい差があるのかというと、200㎡未満が8割で、残りの2割が200㎡以上というのが申請のだいたいの傾向です。

店舗の方では、1,000㎡未満の床面積で出てくる店舗は95%くらいあります。ほぼほぼこの1,000㎡未満に入るということで、年間件数が1000㎡以上というペースで、規模感でいうとそういうことになります。

(委員長)

15,000 m<sup>2</sup>なんていうのは、極めて少ないということですね。限りなく 10 万円定額に近いけれども、段階を設けましょうというご提案ですか。

(事務局)

実質的にはそういうことになります。

(委員)

細かい話をいうと、例えば E で延床面積が 500 m<sup>2</sup>だと 10 万円ですよ。1,500 m<sup>2</sup>だと 20 万円、もっと微妙な数字をいうと、999 m<sup>2</sup>で 10 万だけど、1,000 m<sup>2</sup>は 20 万円、1 m<sup>2</sup>の違いで 10 万円の差が出るんですよ。一般的と言えるかどうかはわかりませんが、例えば所得税については、段階でパーセンテージが分かれているんですよ。ここでは税率と書いていますが、定額の金額となっているので、所得税とかは 200 万円の人と 199 万円の人結果的にそんなに大きく変わらない。100 万までの部分は 10%、100 万を超える部分は何%ということにしているんで、境目のところについてはそんなに大きく税額が変わることはないですが、こういう風な形にするとさっき言った 999 m<sup>2</sup>と 1000 m<sup>2</sup>とでがらっと大きく変わるので、その点について公平性を担保しようとするなら 1000 m<sup>2</sup>未満の部分については面積に対して何%、1000 m<sup>2</sup>以上 3000 m<sup>2</sup>未満の部分については何%という税率にした方がより公平になると思います。

(委員長)

それは住宅の方も同じですね。

(委員)

そうですね、住宅も同じなんですけど、そうすると結局実際出来上がったものと計画段階のものとの面積に違いが出ると C と F と同じようなことになり、後で若干修正があるという特殊性があるので、そこを踏まえて厳密な公平性ということは目をつぶって B、E という形でも合理性はあると思います。

(委員)

住宅と店舗で、1000 m<sup>2</sup>未満の店舗が 95%、200 m<sup>2</sup>以下の住宅が 8 割あり、ほぼ一律 10 万円ということですねと委員長がおっしゃったように、取引価格でいうと、店舗 1000 m<sup>2</sup>の取引価格と 200 m<sup>2</sup>の住宅が見合っているのか、見合っているなら構いませんが、見合っていないでしょうね。なぜ店舗側に優遇しているのかという話をしておかないといけないと思います。

一つは、住宅と店舗の区分けをなぜ考えたのかという話があります。その次の問題として、手続き論からいうと納税者の煩雑性とか、受ける方の事務の煩雑性を考えると修正申告のおそれが少ない B と E、本当の意味の公平性を担保しようと思ったら C と F で、B と E をより公平性を持たせるために税率の%をかけて、その結果修正申告がでてくるなら、最初から C と F を選択しておいた方がいいですし、煩雑性をなくすなら B と E がいいのかなと思います。

(委員)

修正申告がどれくらい面倒くさいのかわかりませんが、若干面倒くさくても、税金が少ない方が払う側はいいと思います。

(委員)

増える場合もあります。

(委員)

そうですね。その面倒くささがどれくらいかわかりませんが、CとFにするとその点が気になります。

(委員)

納付時期はいつになりますか。

(事務局)

納付時期は、パブリックコメント説明資料の13ページ、14ページに納付時期をお示ししています。許可・承認の時点で課税して2か月以内に納付としています。

(委員)

納付期限に納付されていなければ、そこから延滞税が発生しますね。いわゆる付帯税的なものですね。例えば許可・承認の時点で100㎡の開発をするので仮に10万円課税するとします。2か月後に10万払いなさいという話ですよね。結果、110㎡でした、その差が10㎡あります、その部分に対する税金として2万プラスされます。課税の時点で本当は12万払わないといけないとなる。ところがわかったときは納付期限の後だから、延滞税が修正申告の時にかかってくると思います。

(委員長)

延滞税がかかるという想定はしていないのですか。

(事務局)

していません。

(委員)

それは、そうだろうと思いますが、工事をした後に面積が増えたとき修正申告が出ますが、延滞税を払わなくて済む話ならいいでしょうが。

(委員)

大阪は確認申請の件数は出るけど完了届が出ないということで有名な都市ですが、本当は建築基準法上は完了届も出さないといけませんよね。

(事務局)

建築基準法上の完了届は、今は95%以上、100%に近い率で出ています。

(委員)

それなら完了届が出たときに課税することは考えられますか。

(事務局)

完了検査のほとんどは市役所ではなくて、民間の指定確認検査機関で行っているの、その捕捉は難しいと思います。

(委員)

そうか、アウトソーシングできるようになりましたからね。

(委員)

完了が捕捉しにくいなら、そもそも修正が必要かどうか捕捉しにくいということですか。

(委員)

開発許可の時点から建築の時点で変わることは役所の中で確認できます。14 ページでいうと条例協議の完了と書いていますが、その時点で建物が建つ場合の面積が確定しますので、この時点で課税します。

(委員)

想定されているのは開発行為の方の 13 ページの方が多いということですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

そうすると、開発等の許可・承認の際には建物のそんなに細かい面積は出てこないということですね、13 ページの方は。

(委員)

区画整理事業は、今後萱野でも予定されるかと思いますが、換地されて工事完了ということですが、その段階で全然土地活用が決まっていな方が大半だと思います。店舗を建てるかもしれませんし、二次開発して 10 戸くらいに割って分譲するというケースも考えられます。そういった土地活用が決まっていな場合はどう考えるのでしょうか。

(事務局)

区画整理の場合は今回の対象事業としていません。

(委員)

ミニ区画整理事業でもそれは対象外ですか。

(事務局)

区画整理事業は事業として行っているわけではなく、区画の変更だけということで対象外と考えています。

今おっしゃっていただいたように、二次開発の段階ではある程度の建物、用途がわかってきますので、その時点では課税対象と考えています。

(委員長)

難しいですね。何となくすっきりしないな。

(委員)

13 ページのパターン 1 の開発行為の時点で課税する場合は、課税標準は床面積ですね。そうすると実際建物が建つのがだいぶ先ですので、出来上がる建物を前提にこの後大きく変更する可能性は当然あるものとして、床面積が増えたら増えただけ払いなさいよ、それ

に対して修正申告してくださいね、その差額の方だけ延滞税を払ってくださいねと。それを腹決めというか、そういうシステムにするのであればそういうことですね。

(委員長)

延滞税というのはいつですか、この場合。

(委員)

納付期限を越えたら延滞税となります。

(委員長)

延滞税を払うことが前提となっているというような税金はおかしいですね。

(委員)

逆に床面積が減ったら還付しないといけませんから。

(委員長)

その場合は、金利をつけて返さないといけませんよね。それはちょっと変やな。

(事務局)

納税義務は、開発の場合であれば許可時点での面積や戸数で確定しますので、それに対してきっちりおさめていただければ、延滞税はかかってきません。

そのあと状況が変わった場合に修正申告をしていただいて、差額について返すなり、払っていただくなり、その時点で新たな納期限ができて差額についての手続きというように考えています。

(委員)

それを修正申告というのですか。

(事務局)

元の課税が変わってしまったということなので。元の協議の段階ではこういうものを建てるのと申告いただいて、一旦確定していますので、それをその後修正するということです。

(委員)

修正申告というのは、一般的に課税時点で違っていたから修正する場合をいうのであって、その後に発生した事情で本当はこうだったよねということで計算をしなおすことになりますので。

(委員)

とらなきゃいけないという税法上の問題があればクリアしないといけないと思いますが、E案F案にしても95%くらいが1000㎡以下ということで、残りの5%くらいで修正申告をするのが何件あるかわかりませんが、例外的なところですよ。だとしたらそんなに手続きがかからないのであればC、Fが公平ですよ。

(委員長)

C、Fだと、しょっちゅう修正しないといけないんです。B、Eだと、面積が少々ずれても結局一緒だよということになるので、だからB案とE案でどうかというご提案なんです。

修正申告というふうに定義する以上は延滞税はかからないというのは無理なんじゃないかと言われていた点は、いったん確定しているから関係ないよというのは無理かもしれませんが。修正申告という言葉を使っているのに、延滞税はかからないとおっしゃっているわけですね。それは修正申告じゃない、別の概念なんだと言わないといけないか、もう修正しないと腹決めするかですね。

(委員)

おっしゃるような修正ができるならいいんですが、新たな課税関係ができるという理解ならいいんですが、それは修正申告とは言わない。

(委員長)

多少ずれてもいいというなら B、E だと。ずれたってかまわないから許可承認の時点でいい、修正申告はしない、だからこそ B、E なんだということでもいいでしょうか。

(委員)

許可承認の時点で書面上は 100 m<sup>2</sup>といていたけど、実際は 110 m<sup>2</sup>を予定していたという場合は修正だと思いますが、形式的にも実質的にも 100 m<sup>2</sup>だったのが実際建ったものが 110 m<sup>2</sup>だった場合、その時点で 10 m<sup>2</sup>分課税しますということにするのかどうか。

(事務局)

さっきの図のパブコメ説明資料の方の 13 ページですが、ここで課税するのは面整備をする、宅地開発をする時点ですので、宅地の敷地面積に対して課税することになります。課税した時点では計画段階で課税しますと、その後敷地の区画割の変更をしましょうというときには、変更の許可申請が出てくると、

(委員)

集合住宅の場合は住戸の専有面積ですね。面積開発でマンションを建てる

開発行為のところでは集合住宅を 10 戸作ると言っていたのが後で 11 戸になることもあるのですか。

(事務局)

たまににあります。

(委員)

であれば A、D でも修正が出る可能性があり得るということですね。

(委員長)

私も最初の段階から少し考え方が変わっていると思いますが、許可承認の段階で課税している以上は、マンションで戸数が変わっても修正しないんだという風に割り切らないと、こんな税金無理なんじゃないですか。

これを修正するというから延滞税は、という話になるんだけど、ここで決めたら後どう変えようが修正しないんだと言わないと、そもそもこの段階でとるのは無理なんです。

修正申告を前提にしているような税金はそもそもおかしいやろう、確定してから取れよと言われるので、計画段階でとったら後はどうあろうと変えませんと言わないと、委員が

おっしゃったような問題は出てくると思います。それではおかしい。

(委員)

よほど悪質な、わざと低く申請して、実際にはたくさん作るものには、課税の時点でたくさん作るということだったんでしょということでは修正申告ですとか更正をうつことはできると思います。実際に多く作るつもりがあったのかとか、問題になってくるとは思いますが、やっぱり課税を確定させて、そのあと修正しないと言ってしまうのもいいのかなと思っていて、ちょっとあえて少なく申告して多く作るということになるだけ回避したいという意味もあります。

(委員長)

委員がおっしゃっておられるのは、世帯向けですと言っておきながら単身者向けだった、世帯向けと言っていたことにより課税逃れをしていたということが起きた時に更正をかけることがありうるでしょう。でもそうでない限りは10戸と言っていたやつが、図面引いてみたら11戸取れましたというときは、「もう、いいですね」というような割り切りで課税すれば、そもそも修正申告は前提になります。

(事務局)

こちらが腹を決めて少なく課税するのでもいいという結論を出せるのであれば、それでもいいかもわかりませんが、逆に11戸計画していましたが結果的に10戸になりました、でも11戸分払っていますといった時の納税者側の気持ちというのが、逆の方だとしんどいかなと。そう思った時に、基本的には小さめに皆申告しようという方向に気持ちが働くと、どんどん少なくなりますので、それでもいいと決めてしまえば。

(委員)

修正申告とか更正とかいう議論になると、おそらく延滞税の話になってくるので、そうではなくて、新たな、委員長が当初おっしゃったような新たなシステムとして、一旦課税します、そのあと変更があれば調整しますみたいなそういう課税方式にしちゃうかですね。

(委員長)

予定納税みたいな感じですね。予定納税して清算する。

(事務局)

協議段階で数字が確定した段階で予定納税していただいて、最終、工事完了した時点で確定申告をし、そこで清算をするという方法です。手続きは2段階で煩雑にはなりますが。

(委員)

その方法が一番わかりやすそうですね。

(委員)

そうするとこの表の確定申告は建築物の完了になるということですね。

(事務局)

ただその場合、開発時と建築時で業者が変わる可能性がありますので、さかのぼって開

発した業者にいくとなるとなかなか。

(委員長)

そうなるこの議論は結構大変で、予定納税は無理ということになると、割り切るしかないですよ。それとも確定してから課税しなさいということになりますよ。根っこから問題になりますよ、これは。税金とるからには、これくらい議論しておかないとね。どうでもいいと言うことにはできませんからね。これは難しいな。

(委員)

そういう煩雑さを回避しようとしたら、13 ページは敷地面積にかけるということですよ。14 ページに関してはきちりと床面積にかける、というような割り切り方をするか。上の方では住宅であれ店舗であれ、敷地面積にかけるという。

(委員長)

ただそうなる金額もだいぶ変わりますので、大きな問題になりますね。

整理しますと、修正申告という形をとっちゃうと、延滞税の問題は看過できないですよ。ねという問題提起があって、そして、この税金に関しては延滞税は取りませんという言い方も、税理論として無理があるような気がするので、その問題がありましたねということに気が付いたということが一つ。

じゃあ、予定納税で後で確定しましょうかということにすると、事務局の方から出たのは、もう業者が変わっている場合があるので、さかのぼって取りますという話になると、どうでしょうねということ、ただその問題をおっしゃるならそもそも無理なので、予定納税の形でとれないなら、確定してからでないといけないということですよ、ということ。確定してからでないといけないということであれば、13 ページは宅地面積にかけて14 ページは床面積でどうでしょう、という提案が委員からありましたが、そうしたら住居と店舗の差をどうするかとか、金額をどうするかという話で原案が根本から変わってくるので、それならそれで議論が根っこから変わるということで、3つ議論したけれど、根底から変わりますねという話です。

もう一つ残っているのは、修正申告云々は考えなくて、開発許可承認の時に悪意をもっていない限りは、その時点のもので課税して、出来上がったものと比べて、調整はあきらめましょうという割り切りもあるんでしょうけど、事務局がおっしゃったみたいに、それは考えていなかったのを整理させてほしいという話だと思います。

今4つくらい話があって、どうもこの場ではだめですね。じゃあこれでいきましょうとはなりにくいな。

(委員)

平成19年までの話は寄附行為なので、そこまで厳密に考えずに、最初の申告時で少々変わるだろうが、それで終わりという割り切りをされていたんですか。

(事務局)

還付も追加徴収も手続きしていました。

(委員)

なるほど、寄附行為の時でもそれだけ厳密にしていたということですね。それなら税金なら追加と還付は必要でしょう。

(事務局)

当時は延滞金という考え方は全くありませんでした。

(委員長)

業者が変わっちゃっているからという議論は、そもそも根底から崩れますよ。

(委員)

業者が変わったとしても、納税義務者は変わらないですよ。

(事務局)

はい、そうです。

(委員)

業者が変わっても、最初の開発を前提に次の業者が建てるわけだから、変わったとしても最終出来上がったものの時点で、当初の納税義務者にかかる予納した税金を清算するということはできると思います。

(事務局)

開発許可の権利を地位継承しているのです。

(委員)

納税義務という地位は承継しないですよ。単に当初の開発行為でもって出来上がったもの、何が出来上がるか、それを誰が作るかというのは具体的には下請けの業者が作ることもあるでしょうし、業者が変わることはそれほど大きな話ではないのかもしれませんが。

(委員長)

予定納税で調整するという案で、それほど技術的に問題がないのではないかという問題提起がありましたので、そこはしっかり持って帰っていただいて、もしやれるとしたらそれくらいしかない。このストーリーを大きく崩さないとしたら、予定納税で調整するしかない。Aはあり得ないですが、B、EでいくかC、Fでいくか、B、Eもあながち悪くないけどどうかなという感じです、今の雰囲気から言うと。

すみません、若干手戻りがあるのを覚悟で市内業者と市外業者のところを先にやっておきたいと思います。

過去の寄附金では市内業者と市外業者の差を設けていたわけです。私の忖度する部分としては、そこは維持したい、維持しなければ理解を得られないというのが事務局も思っておられるし、私も心情的にはそう思うわけです。ただ税金の世界の中でそれが可能かと、先ほどの予定納税、還付の話も同じで、税金になるとだいぶ変わってくるので、できるかという話で、案1は税金だからできないよねという突き放しで、案2、案3はこういうやり方がありますよねということですが、この税金の場合案2、案3が可能かということについてご発言いただいでよろしいでしょうか。

(委員)

先ほどのお話に戻って申し訳ないですが、区画整理事業は対象外というお話でしたが、目的などからして、そこが一番課税しなければいけないようなところだと思うのですが。

(事務局)

区画整理事業を業とみなさないという判断は検討の早い段階でしております。

(委員)

URの区画整理なんかは事業だと思うんですが。例えば、今西宿でもやっていますね、あれは業者がやっていますよね。事業じゃないとはちょっと考えづらいですが。

(委員)

換地するまでは事業じゃないですよ。保留地減歩をしたときの、保留地の取得が事業に当たるのかということですが、保留地を買っただけでは事業にあたらなくて、二次開発として処分しようとしたときにこれがかかるという理解ですよ。

何らかの事業をしようとしたときにかかってくるので、区画整理事業そのものはただ経済活動とは言えないのではないかと、私として事務局の考え方はそうではないかと思いません。

(委員)

間違っているとかそういうことを言っているのではなく、パブリックコメントなどで案が公表されたときに、そういう意見がたぶん出てくるから、事務局の考え方を聞いておいた方が、私もコメントしやすいので確認させてもらいました。

(事務局)

課税客体のところに、事業として行う建設行為とありますが、区画整理をして従前従後の土地の形状が変わったとしても、そこから先の建設行為にかけましょうということなので、とる時期としては公平だと考えています。その段階で掛けるとそれこそ何に土地活用されるかが決まっていないので、二次開発など、建設行為に対して掛けるということです。

(委員長)

自分の家を増築しても関係ないから、宅地造成して換地したところに自分の家を建てても関係ないんですよ。ところが減歩した部分を二次開発したら、それは立派な事業ですね。事業者がURだからということになると事業だろうというのは、感覚的にはそうなんです。一応そこはうまく説明できているような感じはします。

(委員)

説明はできると思います。ただ意見としてはあると思うので、とりやすいところからとっているのと違うかという意見に対して、ある程度私も説明しないとイケないです。

(委員長)

さかのぼっていただいても構いませんが、まずは市内、市外のところだけ。

(委員)

私は差を設けないのが妥当だと思います。というのは案2で挙がっている大阪府の例は府

内にも事業者を呼び込もうというのが税制の目的だと思います。今回は箕面市の住環境を事業として活かすということに対して課税するわけですから、その点において市内と市外で特に差を設ける合理的理由というのはこれと言って見いだせないのかなと思います。条例の目的からすると、という意味においては、

(委員長)

税の目的の中に確かに市内業者を優遇した方がこの税の目的に適うという風に説明できない限りは、税の世界の中で不均一課税をするのは説明しにくいのではないかというご意見だと思うんですね。案3は税の外で減免措置を設けるとのことなので、それは少なくともこの委員会の役割ではないかもしれないという感じがします。税としては均一課税で、税の外で減免するという話は、この委員会の役割ではないかもしれない。ただそれはセットで提案しないと、という話にはなりませんけどね。

実態的には過去の寄附金の中でやっていたことを税に置き換えたいということなので、実質的に差を設けたいというご意見は十分理解できますけれども、ここは結構難しいような気がします。かえって当事者からは言いにくいですね。

(委員)

寄附の時には、市内と市外はどのくらい差があったんでしょうか。

(事務局)

市内の事業者は2分の1でした。

(委員)

先ほどのお話で、寄附の時に還付したり、追加徴収したり、そこまでしていたのかと驚いたのですが、寄附行為ですから差があったかもしれませんが、税金の場合は建物を建てるとか土地を開発するとか、市内でも市外でも行為としては同じなので、市民からすると差をつけるというのはどうかという気がします。

(委員長)

ですが、例えば市内事業者は開発行為に対する環境破壊に対して、そこで継続的に事業をしておられるので無茶なことをしたら商売が成り立たないけれども、1回きりで終わりの事業者は気軽にやっちゃう部分があるのでとか、税の目的そのものから違いがあるという風に論理的におこして来ない限りは無理なんじゃないかというご指摘ですが、その議論をまだしていないので、その考えが成り立つということであれば堂々と正面からいけるのですが。

(委員)

開発を含めてどういう規制をしているかという問題と、税の問題と一緒にするのはどうかと。税を直接取ることとは分けて考えたらどうかと思います。市内におられるから、市民としてみどりを大切にしたいという気持ちがあるから、市外と分けようかとそういうことですね。

(委員長)

その理屈が成り立つのであれば税の目的からして軽減してもいいということになるんですが、それはどうでしょう、皆さん、そこは。そうだということならばそれでいいかもしれませんが、ただちょっとそれは、本当か、という所はありますよね。

(委員)

むしろ、案3のような形で税の外で減免や、市内での産業活動をされたから報奨金などの形で還付するといったような形の方が、税としては均一でとりますが、箕面市の中での定住化促進とか人口増に貢献してもらったということで減免するというような。

なかなか正面切って市内事業者と市外事業者で開発事業等緑化負担に対して違いがあるかという所が定義しにくそうですね。

(委員)

私も市内と市外で差をつけたらだめという趣旨はなく、差をつけられる理由があればいいのですが、目的からすると市外の業者だろうが、市内の事業者だろうが同じなのかなと、他に差を設ける理由が思いつかないので、一緒にいいのではないかと申しました。

(委員長)

この件は、そもそも寄附金時代に差を設けていた理屈が何であったのか、掘り起こしていただいて、その理屈がこの税金の税としての性格の範囲の中で説明がつくのであれば不均一課税が可能かと思いますが、そもそもここでいう開発行為に対するレギュレーションだということとは別の理屈になっていて、市内事業者を優遇するのは別の経済政策上の理由だということになれば税の外の世界で、別途市としての判断として考えていただくということではないでしょうかということでは意見が収束している感じです。全体的には市内業者を減免してはいけないという議論はないです。

(事務局)

過去の理由がどうだったのかというのは今手元に無いので、持ち帰り検討させていただきます。

(委員長)

今の件でも結構ですし、税率の件でも結構ですが、この件が一番重いので、これさえ決着がつけば後はそれほどではないと思いますので。

(委員)

住宅と店舗の金額の関係は、寄附行為の時もこれと近かったのですか。

(事務局)

寄附金時代の住宅と店舗の関係は、ほぼこれに近い割合です。

(委員)

例えば10,000㎡くらいの大きなスーパーがあったとして、125万円で、世帯向け住宅を100戸マンションで建てたら1,000万円ですね。住宅に対して大きいなと感じます。

(事務局)

寄附金時代も住宅は1戸当たり15万円で、100戸なら1,500万円、店舗については150

万円ですので、規模感は今と一緒にですね。

(委員長)

環境ということになると住宅の方を重くするのが妥当なのかというのがありますね。

(委員)

寄附金は当初学校整備、下水整備ということでスタートしていて、急激な人口増に対し学校建設、下水整備が間に合わないということで人口に対して徴収していたのですが、その後目的がみどりに変わりましたが、事業所と住宅の金額の差は見直されませんでした。

(委員)

一般的に200㎡の戸建て住宅だと、そのうちの2~3割は庭としてみどりができるんですよ。それに対してコンビニやスーパーなんかにしたら木が少ない気がする。

学校がバンクするからと言って開発抑制をかけた時期もあります。そのために増加人口に対してお金を取るというのはよくわかるんですよ。ある一定緩やかな開発を誘導しなかったのだと思います。一気に開発が進むのではなくて、人口増に対して下水も水道も教育施設もバンクするし、そういう論理ならよくわかるんですが、それが緑化やみどりの保全というときに、ちょっと負荷が住宅に大きいのかなというのが気になるんですが。

(委員長)

これ、金額でいうと店舗はすごく優遇されている感じですよ。これ大きい問題ですよ、結構。

(委員)

確かにちょっと差が大きすぎますね。また当時の寄附金の時と、状況が変わっているのは、当時はどんどん業者がきて開発していたのですが、その後高さ規制だとか規制が厳しくなって、その当時と環境条件が相当違っていると思います。市内と市外で分けるときに当時の寄附行為とは環境に対する条件が違っているので、市内の方が建てても市外の方が建てても今はほとんど一緒じゃないかというイメージが強いです。

(委員長)

税の目的からすると店舗を優遇したような印象を与えるけれども、これに違和感がありますよね。ちょっとこれは大きいな。

別に時間を急ぐ意味はないんですけど、税率については原案をそのまま了承するという雰囲気にはとてもなりそうにないということですが。

(事務局)

全体のスケジュールも含めて次回改めて提示させていただきます。

(委員長)

そういうことでいいですよ。スケジュールは決まっているので、ここは決め打ちで、というような議論はちょっとできないと思います。

そうすると、残る議題はとりあえずやっていただきますが、今のところが動くとは動く可能性があります。見開きになっているので、 、 、 一気にご説明ください。

( . 収入見込額について、 . 徴税費用見込額について . 税目について 説明)  
(委員長)

何からでも結構です。 はちょっと議論しにくくなっていますが、 はこれ以外にもあるんじゃないかとか、見積もりがどうかとか。 は、そもそも論です。 、この税目で伝わるかということですね。この名前で目的の税金だということが伝わるか。伝わればいいと思います。

(委員)

ご説明いただいた内容でよくわかると思います。 に戻ると、店舗、事務所の方に割安感がありすぎるかなと思います。住宅をもっと下げろということではないんですが、バランスから見ると、という意味で。

(委員長)

やっぱりそうですね。

(委員)

事務所・店舗の金額を見直すとしたら、1000㎡以下も細分化した方がいいかもしれません。

(委員長)

コンビニでどれくらいの平米数なんでしょうか。

(事務局)

コンビニはだいたい200㎡までです。市役所の前のコンビニで159㎡です。

(委員)

ほとんどが1000㎡以下とおっしゃったので、税率を見直すとすれば1000㎡以下の区分のほうが大きな意味を持つと思います。

(委員長)

コンビニは、店舗自体はそれくらいですが、大きな駐車場を持ちますので、開発の緑化負担ということからすると、店舗の面積は狭いよね、でも駐車場は大きいよね、これってアスファルトで固めてるよねと、これは結構難しいですね。

戸建て住宅だと庭があって庭木があるよね、店舗だと店舗は小さくても残りは駐車場だ、という話が違ってきますかね。

(委員)

建築物の床面積でもいいとは思いますが、1000㎡まで一律というのはちょっとしんどそうかなと思います。200㎡ピッチか300㎡ピッチか、なんらかもうちょっと細分化しないと差の意味が実態としてないなという感じがします。

(委員長)

はい、 、 、 はこんなもんだと思いますので、次に9ページ、10ページのパブリックコメントとスケジュールは、どうするかというところですが、とりあえずご説明をお願いします。

( .パブリックコメントについて 説明)

(委員長)

パブリックコメントは、私たちが結論を出してどうですか、ということではなくて、私たちが審議にあたり一般の方のご意見を聴いて参考にさせていただくということなので、今日、原案に対してこれでよしいんじゃないでしょうかとならなかった部分があるわけですね。これを対象にしてパブリックコメントをするということは当然ありうるわけです。私たちはこの案に対して「ん？」と思ったのですが、一般の方々はこれについてどうでしょうか、という聞き方もありますし、私たちにまあこの線ですかね、という風にして素案を変えて出すということもあると思いますが。

(事務局)

今後の進め方に関わるとは思います、今委員長の方から2つのやり方が示されましたが、やはり後者の方が今後の進め方としては、より理解を得られやすいのではないかと思いますので、資料で今後の進め方のところのパブリックコメントの時期とか、第4回委員会の内容も含めまして、もう一回持ち帰って調整させていただきたいと思います。この案でパブコメしますということはやめておきたいと思いますが、どうでしょうか。

(委員長)

正直、スケジュールを崩すのは申し訳ないのですが、そうしていただいた方がいいんじゃないかと思います。今日の感じだと。

(委員)

12月議会への条例案の提出を動かさずに、間にもう1回委員会を開くようなスケジュールを考えてみてください。

(事務局)

そうですね、それも含めて調整させていただきたいと思います。何が何でも12月議会かということも含めて、委員さんの日程等もありますし、再調整ということをお願いしたいと思います。

(委員長)

そうすると の今後の進め方は持ち帰りたいということです。

は時期以外に関しては問題ないと思います。 は持ち帰りたいということでしたので、そのまま持ち帰っていただいて。とりあえずひと通り今日の議題はやっていますので、今日はいろいろありましたので、再度またさかのぼってとかこれは言っておきたいことがあれば。

(委員)

パブコメの10ページに5年目で検証会議の開催というのがありますが、前段はいいんですが、アンケート調査結果等によって4年間のみどり関係事業の効果を検証となっており、アンケート結果によって、どういうアンケートかはわかりませんが、それが検証会議開催の一つというのはちょっとおかしいのではないかと思います。少なくとも都市環境を将来

にわたって維持、保全、向上するための施策に対して効果を検証するとか、本来はきちりど目的があった方がいいのかもしれませんが、アンケート結果によってというのは納得感が無いのですが。

(委員長)

効果測定については、アンケートはもちろんやらせても構わないけれども、アンケートをもって効果測定をすると読めるんじゃないか、そしてそれはどうかと、もう少し多様にやってください、若干投げやりではないか、ということですね。そのほかはありませんか。

今日はそう簡単にはいかないだろうと思っていましたが、議事運営の悪さもあるんですが、そもそもそれくらいのことかなければいけないそういう委員会だと思います。本日予定された案件についてはご意見頂戴したと思います。事務局、事務連絡をお願いします。

(事務局)

予定では次回は9月19日を予定しておりましたが、日程調整等させていただき改めてご連絡したいと思います。

(委員長)

どうもありがとうございました。